

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣規則第八十二号

鳥取縣主要食糧販売業者及び米穀とう、精業者登録手数料規則を次のように定める。

昭和二十五年十一月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣主要食糧販売業者及び米穀とう、精業者登録手数料規則

第一條 知事は、食糧管理法第八條ノ二第二項による主要食糧販売業者登録（以下「販売業者登録」という。）及び食糧管理法施行令第五條ノ四による米穀とう、精業者登録を行つたときは、この規則により、手数料を徴収する。

第二條 手数料は、販売業者登録手数料、及び米穀とう、

昭和二十五年十一月六日 月 曜日
号 外

本書ハキヤハ國定規格A五判

精業者登録手数料とし登録票を交付した者から、その交付と同時に徴収する。

第三條 前條の手数料の額は、次の通りとする。

一、販売業者登録手数料

（一）卸売販売業者 五、〇〇〇円

（二）小売販売業者 五〇〇円

（三）パン製造販売業者 一、〇〇〇円

（四）めん製造販売業者 一、〇〇〇円

二、米穀とう、精業者登録手数料 五〇〇円

第四條 徴収した手数料は、如何なる理由があつても還付しない。

第五條 詐偽その他不正の行爲により、手数料の徴収を免れた者に対しては、二千円以下の過料に科する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十五年十月三十一日から、適用する。

選挙管理委員会告示

○鳥取縣選挙管理委員会告示第六十九号

第十六回鳥取縣選挙管理委員会を次の通り招集する。

昭和二十五年十一月六日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

一日 時 昭和二十五年十一月十三日午後一時

二場 所 鳥取縣庁

三議 題 鳥取縣教育委員会委員選挙について

昭和二十五年十一月六日印刷
昭和二十五年十一月六日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

發行所

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印刷所

印刷所

鳥取縣